火葬許可証の再発行及び納骨手順

1 春日井市に死亡届を提出している場合

- □ 尾張東部聖苑で火葬した場合(昭和55年9月以降)
 - ① 尾張東部聖苑で「火葬執行済証明書」(2枚)を取得する。
 - ※ 詳細については、尾張東部聖苑に問い合わせてください。
 - ② 「火葬執行済証明書」(1枚)を、春日井市役所戸籍住民課へ持参し、 「火葬許可証」を再発行してもらう。
 - ※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課に問い合わせてください。
 - ③ 再発行された「火葬許可証」、手元に残った「火葬執行済証明書」(1枚) 及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

□ 春日井市火葬場で火葬した場合(昭和55年8月まで)

- ① 春日井市役所戸籍住民課で「証明書」を取得する。 「火葬許可証に代わる証明書が欲しい」旨春日井市役所戸籍住民課に申し出てください。
 - ※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課に問い合わせてください。
- ② 発行された「証明書」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

□ 上記以外の火葬場(八事火葬場等)で火葬した場合

- ① 火葬場で「火葬証明書」を取得する。 ※詳細については、各火葬場に問い合わせてください。
- ② 春日井市役所戸籍住民課に「火葬証明書」を持参し、「火葬許可証」を再発行してもらう。
- ③ 再発行された「火葬許可証」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

2 春日井市以外に死亡届を提出している場合

死亡届を提出した市区町村に、火葬許可証の再発行の方法についてお問い合わせください。

問い合わせ先

潮見坂平和公園管理事務所(月曜休) 0568-84-4444 尾張東部聖苑(不定休) 0568-83-5001 春日井市役所戸籍住民課 0568-85-6138